BEST2024年(2024年1月号~12月号)

■2月号 S・A30 問 生活安全 No. 21(2)正解、解答・解説、正解一覧表

p.70 No.21の正解

p.71 (2) 解答・解説

p.82 No.21 の正解

p.70 の No.21 の正解を、以下のとおり訂正いたします。この結果、No.21 は、(2)と(3)が正解となります。

誤:正解 (3)

正:正解 (2)、(3)

p.71 の No.21(2)の解答・解説を、以下のとおり差し替えます。

(2) 誤り。 主たる営業所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受ければ、その他の都 道府県に営業所を設ける場合には、許可は不要で、届出で足りる。

p.82 の正解一覧表の No.21 の正解の欄を、以下のとおり訂正いたします。

誤:(3)

正:(2)(3)

■4月号 復習問題 刑事訴訟法

p. 144

復習問題の刑事訴訟法の上から3番目(財産的価値のない~)の以下の箇所を、訂正いたします。

誤:事前に所有権放棄の意思表示を得る必要がある。

正:事前に所有権放棄の意思表示を得るのではなく、所有者(被疑者)に還付してその責任 において廃棄させることになる。

■5月号 警備 論文問題コメント

pp. 122-126

正しいコメントは、下記のとおりです(本文に修正はありません。)。

備

警護対象者等の安全確保等

警護対象者が参加する講演、演説等における警護対象者及び 聴衆の更なる安全確保に向けた取組について述べなさい。

1 取組の必要性

内閣総理大臣、国賓その他その身辺に危害が及ぶ ことが国の公安に係ることとなるおそれのある者 (以下「警護対象者」という。) が参加する選挙運動 のための街頭演説その他の講演、演説等については、 危険物を所持している者又は警護対象者に危害を加 えようと企図する者(以下「危害企図者等」という。) による警護対象者への接近を許した場合には、警護 対象者の生命及び身体に重大な危害を及ぼしかね ず、その周囲に所在する警護対象者以外の者の安全 をも害する事態につながりかねない。

そこで、屋内又は屋外を問わず、警護対象者と聴 衆との距離が十分かつ確実に確保され、出入管理、 手荷物検査等をはじめとする安全確保措置がより実 効的に講じられる必要がある。

2 主催者等と緊密に協力した警護の実施

(1) 基本方針

警察としては、危険物が持ち込まれた場合には、 警護対象者のみならず、聴衆の安全が害される可 能性があることについて、主催者等に対して、これ まで以上に丁寧に説明したうえで、安全確保措置 □ 管護対象者が参 を講ずるよう個別具体的に働き掛ける必要がある。

←警護とは、警護 対象者について、 人為的・自然発 生的な危害等あ らゆる危害からそ の身辺の安全を 確保するための 警察活動をいう。

加する講演、演 説等の実施場所、 そして、主催者等が講ずる安全確保措置の実施 状況を確認し、必要に応じて、その具体的実施方 法等について指導、助言等を行うとともに、主催 者等の理解と協力の下、自ら必要な措置を執るこ とが必要である。 聴衆の範囲及び 危険度に応じ対して、 主催者等に対対な て、確実特的置を講 ずることとされている。

(2) 警察による主催者等への働き掛け

- ア 屋外の講演、演説等では、次の事項等を働き 掛けることとされている。
 - 警護対象者と聴衆との距離をこれまで以上 に十分に確保すること
 - 講演、演説等の実施場所は、警護上の危険 を想定できる場所から選定すること
 - 警護対象者の動線を聴衆から確実に分離すること
 - 警備員その他必要な人員の配置
 - 警察が保有する防護用の資機材を講演・演 説場所の周囲に設置すること
 - 聴衆が所在する場所を囲繞することができる場合には、出入管理、手荷物検査等の実施
 - 特定の者が参加する場合には、当該講演、 演説等の参加予定者であることの確認(以下 「識別」という。)
- イ 屋内の講演、演説等では、上記 2 (2)アに準じたもの等を働き掛けることとされている。

(3) 屋外の講演、演説等における警察の対応

ア 安全確保措置の実施状況の確認

警護対象者と聴衆との距離が十分に確保されているかどうかを確認するとともに、出入管理、 手荷物検査等、識別等が実施される場合には、 これらが確実に実施されているかどうかについ

→ 一般的に、等等と ・ 一般的に、等等と ・ 一般的に、等等を ・ 一般的に、等等を ・ 対象を ・ できる。 ・ できる。



ても確認する。

イ 聴衆が所在する場所における警戒の強化

警護対象者が参加する講演、演説等の実施場 所及びその周辺に配置された警護員は、職務質 問及び所持品検査を効果的に実施する。

また、主催者等の理解と協力の下、警護対象 者が参加する講演、演説等の実施場所及びその 周辺において、携帯型金属探知機の活用を図り つつ、声掛け等を行う。

ウ 警察犬の活用

警護対象者が参加する講演、演説等に不特定 多数の聴衆の参加が見込まれる場合等において は、警護対象者が警護の現場に到着する前後を 問わず、危険物、不審物等の検索、警戒等のた め、警察犬の活用を図る。

(4) 屋内の講演、演説等における警察の対応

ア 安全確保措置の実施状況の確認

警護の現場において、出入管理、手荷物検査 等、識別等が確実に実施されているかどうかに ついて確認するとともに、これらの実施状況を 踏まえ、警察として必要な指導、助言等を行う。

イ 聴衆が所在する場所における警戒の強化等

屋外において警護対象者が参加する講演、演説等が実施される場合と同様に、主催者等の理解と協力の下、聴衆が所在する場所及びその周辺における警戒の強化を図るとともに、当該講演、演説等の実施場所に応じて、警察犬の活用等を図る。

ができるため、 主催者等による 出入管理、手荷 物検査等の事実 上不可能又は困 難である場合が 少なくない。

←不審行動等の有 無にかかわらず. 警護対象者が参 加する護浦、浦 脱等の実施場所 及びその周辺に おいて、リュック サック、ショルダ ーパッグ等を携 行している者に 対しても、その 者が危害企図者 等であるかどう かを見極めるた め、声掛け等を 行うことが必要と

(5) 講演、演説等の事前告知等に伴う対応の強化 ア 手荷物検査等の実施に関する国民への情報発

信の強化に向けた働き掛け

主催者等による手荷物検査等が行われる場合 には、警察から当該主催者等に対して、ウェブ サイト等において、以下の事項等を事前告知す るよう働き掛ける。

- 手荷物検査等を行うこと
- 手荷物を減らすことが円滑な講演、演説等 の実施につながること

イ 情報収集の強化

ウェブサイト等の確認、警護対象者及びその 関係者との連絡等を通じて、警護対象者が参加 する講演、演説等の日程その他の情報の収集を 強化する。

3 聴衆の安全確保

- (1) 聴衆の安全確保に関する働き掛け
 - ア 事前準備、避難経路等の説明の働き掛け

警護対象者が参加する講演、演説等に際して 違法行為、災害その他緊急事態への対処が必要 となる事象が発生した場合に聴衆の安全を確保 するため、警察から主催者等に対して、次のよ うな事前準備を行うよう働き掛けるとともに、 聴衆に対して、事前に避難経路等を説明するよ う働き掛けることとされている。

- 避難誘導に関する責任者の明確化
- 避難経路の設定
- 避難誘導に従事する人員の配置
- 避難誘導のための資機材の準備



イ 主催者等に対する注意喚起

ウェブサイト等において、警護対象者が参加 する講演、演説等の予定が公表された場合には、 より多数の聴衆の参加が想定され、その安全を 確保する必要が高まることについて、主催者等 に対する注意喚起を行うこととされている。

(2) 警察としての対応の強化

警護対象者が参加する講演、演説等に際して違法行為等が発生した場合には、警護対象者の身辺の安全を確保するとともに、聴衆の安全も同時に確保しなければならないことから、次の対策を講ずることとされている。

- 警護員への聴衆の安全確保に関する任務の付与
- 避難誘導訓練等の実施
- 装備資機材の配備

・職衆の避難誘導る主催者等との避難誘導る主催者等との避したの実践等にあることを実施することを表示する。

■7月号 S・A30 問 刑事訴訟法 No. 18(3)問題文

p.40

No.18(3)の問題文中、以下の箇所を訂正します。

誤:逮捕状発付の日

正:逮捕状発付の日の翌日